

平成 29 年度に拡大して取り組む事業

※（ ）内は平成 28 年度予算額

1 認知症対策総合支援事業費 37,150 千円 (27,569 千円)

(1) 事業の目的・概要

〈目的〉

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症に対する正しい知識と理解に向けた啓発を図るとともに、認知症疾患医療センターを中心とした認知症の専門医療体制の構築等を推進する。

〈主な事業概要〉

- ・認知症介護実践者等養成研修（高齢者介護実務者向けの研修）の実施
- ・認知症サポート医養成研修事業の実施
- ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を対象とした認知症対応力向上研修の実施
- ・認知症疾患医療センターの運営

(2) 29 年度に拡大する概要・計画

若年性認知症支援コーディネーター設置事業

若年性認知症に関する相談から、医療・福祉・就労の総合的な支援を実施するための支援ネットワークの調整役を担う「若年性認知症支援コーディネーター」（1名）を配置することにより、関係機関との連携等を強化する。

認知症疾患医療センター運営事業

地域型の認知症疾患医療センターを1か所追加指定し、運営を委託する予定。

2 介護予防市町村支援事業費 6,846 千円 (6,033 千円)

(1) 事業の目的・概要

〈目的〉

市町村における介護予防事業の円滑な実施を支援するため、「岩手県介護予防市町村支援委員会」による助言等を行うとともに、市町村・地域包括支援センター等の介護予防事業従事者へ技術的研修（指導助言）を行う。

また、介護予防の普及啓発事業等を各保健所単位で実施する。

〈主な事業概要〉

- ・岩手県介護予防市町村支援委員会の開催（市町村介護予防事業の助言等、年1回開催）
- ・事業評価（介護予防の効果的な取組事例等の情報収集、情報提供）
- ・地域づくりによる介護予防推進支援事業（介護予防に資する住民主体の通いの場の構築支援）
- ・介護予防地域支援事業（保健所による介護予防に関する技術的支援、ネットワークの構築支援）

(2) 29 年度に拡大する概要・計画

地域づくりによる介護予防推進支援事業

平成 29 年度から市町村が取り組むこととされている地域介護予防活動支援事業に係る普及啓発を行うとともに、県内に地域づくりによる介護予防を推進するアドバイザーを配置し、介護予防に資する住民主体の通いの場の構築を推進する市町村を支援する。

3 在宅医療体制支援事業費補助 16,693 千円 (6,148 千円)

(1) 事業の目的・概要

〈目的〉

岩手県医師会が取り組む、在宅医療を行う開業医等に対する休日等における医師や看護師等への派遣調整の体制づくりを支援することで、在宅医療提供体制を構築し、地域包括ケアシステムの構築を促すもの。

〈主な事業概要〉

岩手県医師会が行う次の事業へ補助を行う。

- ・ 居宅等における医療の推進に係る協議組織設置運営事業
- ・ 居宅等における医療提供に係る支援調整事業

(2) 29 年度に拡大する概要・計画

居宅における医療提供にかかる支援調整事業

(仮称) 在宅医療支援センター及びセンターのブランチを設置し、開業医等における在宅医療に係る休日や夜間の 24 時間対応体制を支援するため、在宅療養患者を事前に登録し、急変時の病床確保等を行う「在宅療養者登録等制度」の創設運用や、代診医の派遣などを行う。

4 介護人材確保事業費 13,292 千円 (12,162 千円)

(1) 事業の目的・概要

〈目的〉

新規の就業者を増やす参入促進の取組、職員の専門性を高めキャリアパスの構築を図る資質の向上の取組及び事業所における労働環境・処遇の改善を通じた職員の離職の防止の取組を総合的に講じ、介護人材の確保を推進する。

〈主な事業概要〉

- ・ 介護事業所における労働環境の整備・改善や職員のスキルアップに資するセミナーの開催 (年 4 回開催)
- ・ 介護施設の働き手の確保に向けた普及啓発を図るテレビ番組の制作・放送 (1 回)
- ・ 介護分野への就業者の増加及び就業済み職員の資質向上を図るため、介護職員初任者研修受講料の補助

(2) 29 年度に拡大する概要・計画

「介護の仕事」魅力発信事業

介護施設において比較的軽易な作業を行ういわゆる「介護助手」という働き方を県民に広く周知し、介護分野への人材の参入促進を図る。

介護人材新規参入促進事業

介護職員初任者研修受講料の補助 (補助率 1/2、上限 1 人につき 6 万円)。

これまで、介護施設・事業所における職員の資質向上及び定着促進並びに働きながら資格を取れる体制の整備による就業者の拡大を図ることを目的として、現任職員を対象とした研修受講料の補助を行ってきたところであるが、平成 29 年度からはさらなる就業者の拡大を図るため、補助の対象を拡大し、未就業の者が研修受講後に介護施設・事業所に就業した場合にも補助を行う。